

佐伯史談

第五十四号

『郷土史研究』誌
通算七十六号

昭和四十四年七月十日

佐伯史談会

発行所 佐伯市大字箱根寺尾藤寺 刊 柴方

論説

文化財の保護・保存と十三重塔

——併せて聖山の古塔をなげく——

高野 喜助

社会顧問・佐伯市員

近時文化財の保存・保護問題が著しく重要視され、関心を持たれる様になつたことは、斯道のため甚な喜ばしい次第である。

去る一月九日大分合同新聞に「文化財保護が観光開発の課題のもとに、国東半島古代文化公園の建設計画に対し、文化財を観光資源にすることは結構なれど、しかしあくまで文化財の保存保護が優先すべきである」と強調された如き、全く同感でこの種将来保護保存の左め洵に慶賀に堪えない。

さて国東半島古代文化公園の建設計画論に鑑み、この際八迫十三重の塔を始め、この種二、三のつきの等の今後の在り方乃至取り扱い方等につき一考することと後附（無差）ではあるまい。

先づこれに先立ち、一応文化財とは如何なるものか、

又如何にあるべきかをあらまし考えて見たい。
例へば移転してはならないもの、或は移転してその動機、方法等如何によつては、文化財そのものの価値には左程影響しないもの等、その事例を国・県の指定文化財につき述べて見よう。

先ず移転すれば無価値同然（等しい）と思はれるものとして、豊後の国分寺跡礎石がある。之はつぎ専門家は次の様に述べておる。

寺号内 窓

豊後の国分寺は、大分市大字国分在り。

金堂址、塔址、古瓦など並みている。金堂址は薬師堂のあるところ。で、元禄七年この堂を建てた時に土壇はほとんど破壊されて、わずかにその一部を残しているにすぎないが、礎石は薬師堂の礎石に利用されたりして大半が

分市大字国分在り。

金堂址、塔址、古瓦

など並みている。金

堂址は薬師堂のある

ところ。で、元禄七年

この堂を建てた時に

土壇はほとんど破壊

されて、わずかにその

一部を残しているに

すぎないが、礎石は

薬師堂の礎石に利用

されたりして大半が

寺号内 窓

文化財の保護保存と十三重塔

併せて聖山の古塔をなげく

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

（高野喜助）

佐伯史談会創立
昭和三十三年三月十六日

昔の面影を留めており、七間四面の金堂ではなかつたかと推定される。塔のあとに薬師堂の西方およそ二十間のとこにあり、土壇と礎石八個が旧日昔のまま残存している。礎石の上には享保九年建立の観音堂があるが、方三十七尺の塔であつたようである。塔の心礎は観音堂の床下にあるが、心礎の柱座の径と塔の一辺長の比によつて、恐らく七重の塔ではなかつたかと推定される。この日か各所に礎石が残つていて、それぞれ講堂趾、南大門趾などといわれているが、完備したものがないので伽藍配置は明らかにはわからない。——と以上の如く述べておる。説明をするまでもなく自明のことと思はれるも、この場合国分寺跡を確認するには土壇礎石が昔のまま現存しているがためであつて、若しこれと発掘して他へ移転したら礎石としての価値なきは勿論、国分寺跡の確認は不可能であらう。今建つておる薬師堂はあつても取り壊しても、国分寺跡としての文化財価値にはさう影響はない。礎石あつての国分寺跡である。

次に臼井市平清水竜原寺境内の県重要文化財指定の三重塔がある。この塔は木造建築で、今から百十一年前、安政五年に完成したものと伝えられてゐる。先朽がひどく、予て改修工事が進められていたが、去る三月二十三日復元された。この塔は竜原寺あつての三重塔であり、三重塔あつての竜原寺ともいふべく因縁浅からざる関係に在り、現在より延より他へ移転するとして、塔の建築美術としての価値如何はいさ知らず、歴史的価値は半減する。そこにあればこそ歴史的遺跡であり、三重塔として価値が存在するものと想像せらる。

次に保存保護のためには移転するも止むを得ぬ、とするものの事例として目下進行中に属するようだが、大分市上野に在る県立上野丘高教旧校舍がある。抑、上野丘

高教は明治二十七年五月四日大分尋常中学校の校舍としてできたもので、文部省が明治二十八年に発行した「学校建築図説明および設計大要」に、模範例として掲載されたもの。文化庁に於いては「国の重要文化財」として永久保存の意向である。現位置には上野丘高教校舎建築のため、同校舍は他へ移転せねばならぬ、(旧大分大学経済学部教地内が予定されているという)

この旧校舍の場合保存を必要とするわけは、上述と建物とのつながりではなく、明治二十八年文部省が示した「学校建築図説明および設計大要」の模範例として掲載された、全国唯一の歴史的校舎の永久保存の目的であるから、建物保存保護上適当な位置であればよい。建築物そのものが現状のまま保存するに文化財としての価値が存在する所以である。

以上極々と申し述べたが、要は文化財そのものの本質的価値を失ふことなきよう処置を講ずることが大切であるといえよう。

然るに前述八迫十三重塔の在り方、取扱ひ方は如何にあるべきか、考すべきかにつき一考を要すると思ふ。甚だ不適を顧みず愚見を述べて見ることにしよう。

十三重塔の問題へ移転？取壊し？が市井の話題になり、小学校の児童達までが関心を寄せる程になり、かなり賑わつておる様である。

この塔が他へ移転により直ちに文化財価値が半減し、又は失われ消滅し、観光価値しか存せぬと思ふ者が、その動機、取扱ひ如何によりては、塔自体の将来に於ける存在乃至存在価値に影響する点なしとは保証し難く思はる。殊にこの種重要文化財の保存保護上につき、将来影響する点が甚だ大であると思ふ。「文化財保護が観光

開發がしなれば文化財保護が企業優先かといふ程度になる。一事業会社、経営上或は一個人、地主等の利害關係により他へ移転する、ということ自体に問題があると思う。工場設置が如何に産業開発、地方養育の左に極めて重要であることは言うまでもないことはわからぬではないが、工場設置に伴ない直接間接的に撤去する山と崩し塔とを除く、移転せしむる等、全く重要文化財と輕視する結果となり、ひいてはこの種將來保存、保護上憂慮すべき問題をもちた結果となりはせぬかと憂うものである。必要とする土地を他に求めることが全く不可能であれば再考の余地ありとせざるも、我々の見た延では他に方法はいくらでもある様思えてなるゆゑ。

さて十三重塔の取扱ひについて一部マスコミの報告に於ては、あの場合移転申請書を提出し、これが許可方強引に迫りたりという。止むなく県教育委員会に於ては之が条件と付し許可しなり、そのことである。其の程は知るに由なきも火のない延に煙はたためぬ例えに漏れず、結果的には右の如く没取らざるを得ない。

方一にも右の通りであつたとすれば、県教育委員会が何と考へ何をしたか、とさへ言ひ及ぶ。事いやはしくも一度不許可処分に対し重ねて許可方強引に迫れば許可するなどは洵に不見識なる措置であり、いやしくも保存保護管理等につき監督指導の掌にあるべき県教育委員会が、確たる識見、態度を堅持することなく、文化財なるものを夫れ程までに重要視せず、どうでもいい、成るうようになれ、といった感じを抱かしむるに立ち至らしめた如きは甚だ遺憾とする処である。裁判所のように第一審、第二審と次から次と夫れ夫

れ構成員を異にした裁断組織のもとに於いて、異なりたる裁判官によつて裁断される場合、前判決と異なりたる裁断、判決あることと止むを得ざる次第にてこれは納得出来るも、裁判機關とは事違ひ同一機關のもとに於いて異なる判断裁断が行われることは納得し難い。全く「文化財保護が、産業優先か」と反問したくなる。十三重塔の場合県教育委員会が一度不許可処分をなしたる限りあくまで之を堅持してほしかつた。という理由がまた外にもある。

かつて昭和二十七年、鶴岡小学校区区長会に於いて塔の復元計画を進むることになつた当時へ前年昭和二十六年秋ルース台風による十三重塔の倒壊後（もと）区長の一員であつた私は、過去に於いて国や県が指定の史蹟名勝天然記念物等が所有権者、維持管理、責任者等に於いて協議をかわし、た事例等承知していた方々で將來のことをも慮んばかり、保護、保存管理等については、責任の帰属を明らかにし、特に万全を期すべき必要を強調したものであつたが、當時の区長会に於いてはマアマア夫れは、夫れとして、先づ復元を急げといつた調子であつた。か、僅か十数六年にして、早くもこうした壁に直面した感じである。

復元には相当多額の労力と資金を要した。その點では、専ら労力本位と篤志者及び学校区民の浄財寄附、負担等によつたものである。結果的には今之が一企業会社や地主等によつて取崩しと見るに至つたのである。もつと県教育委員会の指示通り三月末までに復元することになつていゝというが、現状では塔は山ろく水垂れの下に放置の状態にて、何時復元するかわ見当はつきかぬる感じである。こうしたことは篤志家の篤志善意にもとり、延いては將來この従事業推進上からも、或は保存保護管理等に對しても甚だ憂慮に堪えぬものがあるよう思われ

ならぬ。

復元に關し次の事を一考して見たいと思う。それは復元についてこの際護寺境内に復元してはという語とか噂に上つておるといふことである。惟うに果が文化財として指定したの以不可分土地と塔ではなく塔のみである。従つて塔を現形のまま適當な処に移転した方が保存保護管理上からも却つていいのではなか、現位置に在ることが最大最高のなり方と断定し、かぬる。その理由として惟治が子千代鶴居病氣平ゆ祈願のため建立したものの説があるが、昭和二十七年復元の際塔下より發掘した堂及び人骨其の他出土品につき専門家の調査によればそうした裏付となるものはなく、むしろ或る死者の供養塔か墓標ではないかとのことである。従つて惟治と特別の因縁あるものとは認め難く、又塔は元宇門前地に在つたものと何時の頃か今の地に移動したものとの説もある。又一説にはある専門家は元直入郡久住地方に在つたものでないか、杖實からして佐伯地方産のものでなく、直入、大野地方産のものに近く、従つて九重地方から移動したため里人之を九重塔（ラジントウ）と呼んでいたのであるまいかと云つていふという。

假りに惟治との關係ありとした場合、惟治——現在の延——塔との關係に於いて、強いて現在の延に復元せねばならぬと云う特殊の因縁ありとも言い難く、又文化財価値に影響を及ぼすものとも考えられぬ。むしろ佐伯氏の菩提寺であつたと謂う護寺は、惟治が日州藩士のとき宿泊祈願された因縁からするの寺、又境内には佐伯氏一族の墓もある等、佐伯氏との關係は現在の延よりむしろ深い分でも或くは無いのではあるまいか。

又觀光者のために現在の延よりも却つて便利であり且つ有名な千手觀音參詣が左がたといつた、一石二鳥で觀光誘致上からも得策だと思はる。私はむしろこの際護寺移動が可能であるなら移動した方がいいのではないかと思ふのである。

以上十三重の塔中心に文化財保存保護管理等について極めて慎重を要する旨とくどくどし申し述べたが、原則としては現状のまま保存保護が望ましいのであることは申すまでもないが、文化財それ自体が移動によつて保存保護を安全ならしむる場合あり、要は移動せんとする、移動せしめんとするの動機や方法如何によつて文化財保存保護価値等左右する処甚だ大なるを忘れてはならぬ。この意味に於いて今次十三重の塔移動の動機は甚だ遺憾に思ふ次第なるが、今後善処方につきおくまで慎重を期し、後日に百年の悔いとこのことなきやう希うの余り愚見の一端を申し述べたが、何程かの御參考にされば望外の幸せである。

次に私は去年初夏の候バイパス二七号線改修路線が聖山（ヒジリサン）を貫通すると聴き、五輪塔調査に出掛けた。この五輪塔は佐伯市大字鶴望宇勝尾通称聖山と呼び香丘川右岸の一部を占す山端の頂上におり、塔は北面して（海橋寺に面して）あり、里人はこれを「五輪さん」と称え崇めてゐる。

現地について見るに五輪塔が予定道路の中央に在る様測点杭は打まれており、塔は当然他へ移動せざるを得ない状態である。この五輪塔は近隣の心ある教軒の人達、信仰し、年中お水やお花を捧ぐことなされてゐる。信仰してゐる老人の語し、信仰の動機は延嗣と云はれ

親戚のものからこの五輪さんをお祭りして信仰すれば病氣災難から逃れ一家無事無災せから言う通りにお祭りして信仰しておる」といつていた。又この五輪さん七百年程前のお方で、何でも大変なお偉い方でその方の奥方がけけらい(臣)か、ともかく関係のある人達じやつた相なとつけ加えていた。

この塔は御影石で三基あり、中心を為す正面の塔は総高一九メートル、その左側のものはやや小さく総高一〇メートル、その後方にこれと同形のもの一基、これには空・月輪共に欠如してゐる。三基共文字は磨滅してゐる。この外二ツに折半された板碑が五輪塔の後側に放置の状態で倒れてゐる。高(長さ)一・二メートル中・四メートル厚さ〇・二六メートル、文字は磨滅し難い。

私がまだ小学校の頃の鶴岡小学校校舎の敷地にまつてゐる部分に小山であつた。その一部分は墓地であつた。そこにこの五輪塔があつたものを山と掘出した時、今の処に移転された。五輪塔の下から武具服飾品の類が發掘され、それ等は皆移転先に埋葬された。何んでも偉い人の墓だと聴かされたことも覚えてゐる。五輪塔の形式を石仏に對する参考書國辭書参照して見ると、鎌倉時代のものに一齊に似てゐる様に思はれる。

今年一月或る日再び現地を訪れた。既に五輪塔は取払われ、道路用地に開きとされてゐた。そこから西方一〇メートル程行つた香通川堤防天端の片側に五輪塔は依然放置の状態で置かれてあつた。

無縁墓地は無縁墓地なりに丁重に取扱ふべき筈。五輪塔の直ぐ下の山際に在る墓地の一部が道路用地にかつた、その中に「日向中村高野産、朝日山門人一文宇利吉墓」というのがあつた。之等は他の墓石とともに適當の

処に移転復元されてゐる。然るに聖山にあつた五輪塔三基及板碑に在りては、素人考えの常識からしても一般庶民の墓とはおのづからその趣きを異にし、嘗て在りし日は相当身分地位を有したる者か、その一族(主従)であつたことは想像に難くはない。この五輪塔だけがなぜ移転復元することなく未だに路傍ならぬ堤頭片隅に放置されなければならぬのなるうかと、疑問と一抹の寂しさを感ぜざるを得なかつた。

私は建設省ともあるうものが墓他、墓石五輪塔の類は如何ように取扱ふものか、処理すべきものか位は百々承知の筈、又足等墓塔の移転費支出の途もある筈と思ふものである。多分工事請負業者の仕事ではないかと想像したくなる。それにしても監督指導の任にある建設省は工事施行者即ち請負業者に對し適當なる処置を講ずべく指示すべき筈合では無からうか。何れともあれ墓地埋葬法等に對する法律、全施行規則等の定める処により建設省当局の責任に於いて善処され度いものである。

〔調査記録〕

矢野龍溪誕生地 石碑の文字

所在地 佐伯小学校北側入口(城山登山口に近うところ)

移転復元の誤りは、宣稱文に「十六年(西暦三月)」と指摘

(正)

(付記)

龍溪矢野先生誕生之地
舊藩主毛利公所賜之邸地也
先生祖父多門殿父光儀之ニ
若居之先生因寄附以爲本校
之屬地也矣

(右側面)

明治四十五年一月 建設

清松・加藤・村松